

広島市こども医療費受給者証等送付用封筒広告掲載運用基準

第1 趣旨

この基準は、広島市広告掲載基準（以下「基準」という。）及び広島市こども医療費受給者証等送付用封筒広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）の運用の明確化を図るため、広告の掲載に関する具体的な取扱いについて定めるものとする。

第2 広告掲載の範囲

基準第2条第18号に規定する広島市こども医療費受給者証等を送付する封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告に係る業種又は事業者として適当でないと市長が認めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医薬品、医薬部外品又は医療機器に関する業種
- (2) 墓地、墓石又は葬祭に関する業種
- (3) 病院、診療所又は助産所を営む事業者
- (4) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう又は柔道整復に関する事業者
- (5) その他封筒に掲載する広告に係る業種又は事業者として適当でないと市長が判断したもの

第3 広告掲載の趣旨を周知するための文章の例

要領第2条第4項に規定する広告掲載の趣旨を周知するための文章の例は、次のとおりとする。

例) 「広島市は、広告収入を得て封筒作成経費の一部に充てるための取組として、封筒への広告掲載を行っています。（広告の内容に関するご質問は、広告に記載された連絡先にお問い合わせください。）」

附 則

この基準は、決裁の日（令和7年3月13日）から施行する。